

令和8年5月近江八幡市教育委員会定例会（要旨）

1. 開催日時 令和8年5月26日（火） 9時45分～11時40分

2. 開催場所 会議室 2F・2G

3. 出席委員	教育長	安田 全男
	教育長職務代理者	重森 恵津子
	委員	西田 佳成
	委員	大更 秀尚
	委員	圓山 淳子

4. 事務局出席者

教育部長	太田 明文
教育総務課長	澤 千央
教育部次長兼教育施設整備推進課長	村田 崇
教育部次長兼学校教育課長	善住 晶子
教育研究所長	楠本 茂樹
教育部次長兼学校給食センター長	奥村 信満
教育部次長兼生涯学習課長	包吉 洋之
近江八幡図書館長	伊藤 亜希子
安土図書館長	泉野 高儀
スポーツ課長補佐	三浦 晃
幼児課長	松下 剛
学校教育課長補佐	中村 浩一
教育総務課長補佐	田村 俊幸
教育総務課専門員	秋山 直人
教育総務課主任主事	上野 美帆

5. 会議を傍聴した者 0人

6. 会議次第

【議 案】

- 議第13号 令和8年度教育費に関する6月補正予算の要求について（非公開）
- 議第14号 近江八幡市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

【協議事項】

- 公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の更新について
- 近江八幡市地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について
- 近江八幡市公的地域クラブ活動の設置に関する要綱の制定について
- 近江八幡市公的地域クラブ活動の部費の徴収等に関する規則の制定について
- 近江八幡市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定について
- 近江八幡市学校給食センター調理等業務委託事業者選定委員会設置要綱の制定について

【報告事項】

事業報告

- 滋賀県教科用図書第3採択地区協議会について
- 生涯学習社会づくり推進計画の改定について

【その他】

- 第3期教育振興基本計画の策定にかかる意見交換について

7. 議事の経過

(1) 開会（日程確認）

- ・教育長が5月定例会の開会を宣言
- ・出席委員定数の確認
- ・日程について

承認

(2) 会議録の承認

4月定例会の会議録

承認

(3) 教育長挨拶及び報告

本日は3点、ご報告申し上げます。

1点目は、学校給食への異物混入についてのお詫びである。この2週間弱の間に2回の異物混入事案が発生し、園児の皆さん、児童生徒の皆さん並びに保護者の皆様に心からお詫びを申し上げます。再発しないよう最善の対処をした上で、安心・安全の給食を届けられるよう職員一丸となって取り組む。

2点目は、第3期教育振興基本計画についてである。第1回策定委員会を開催し、第2回は6月の開催を予定している。第2回策定委員会の議論を踏まえ、6月定例会において、委員の皆様のご意見を頂戴したいと思っているためよろしくお願いしたい。

3点目は、長浜市にある学びの多様化学校の現地視察について報告させていただく。本市では、第3期教育振興基本計画に幼保小中のあり方検討のプロセスをまとめたいと考えている。その参考とするため、新しい学びのスタイルを実践されている事例について、現地視察及び長浜市教育委員会からの説明をお願いした。

学びの多様化学校は、浅井中学校の分教室として設置されたとのこと。登校後には、心と体を整えて学習に向かう準備をする「ラボタイム」という時間が設けられている。学びの多様化学校は15人定員で、現在15人が在籍されている状況である。毎日出席している生徒は、約半分程度と伺った。学びの多様化学校（浅井中学校分教室）への入室が決定した場合は、浅井中学校へ転入学することになるとのこと。他の公立学校と同様に、9教科5段階で評価される。国が認めたカリキュラムとなっており、卒業認定が得られる。授業時数は標準が1,015時間のところ、当学校は875時間。教育課程を定めるにあたっては、文部科学省と時間をかけて綿密なやり取りをされたと伺った。職員数は、校長・教頭・養護教諭は本校と兼務で、常勤5人、非常勤6人、カウンセラー1人、SSW1人という体制でやっておられる。施設は新築ではなく、既存施設を活用されたとのこと。実績としては、全く登校できなかったこどもが、この学校に来てから毎日登校ができるようになったという成果も見え始めているという話も伺った。取り組みを始められる際、議会で「300人を超える不登校の児童生徒がいる中で、定員を15人に設定するのはどういう意味があるのか」といった質問も出たとのこと。想いとしては、同じ生徒がずっと在籍するわけではなく、学びの多様化学校に通い、元の学校に戻れるようになった場合には定員に空きが出るため、また必要とする生徒が入室できるということであった。

県内でこのような取り組みが実施されているということを踏まえ、本市の幼保小中のあり方検討の参考とするため、視察を行った。

以上、教育長報告とさせていただきます。

(4) 議事

◆議第13号 令和8年度教育費に関する6月補正予算の要求について(非公開)

【事務局説明】…各所属

【採 決】

議第13号 令和8年度教育費に関する6月補正予算の要求について(非公開)
承認

◆議第14号 近江八幡市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

【事務局説明】…教育総務課

本議案については、5月19日付け市長部局の総務部総務課より、行政組織の見直しに伴う例規の整理について改正手続きの依頼があったことから改正を行うものである。教育委員会所管の例規においては、近江八幡市教育委員会事務決裁規程が対象となる。

内容としては、別表、合議先の欄に記載の管財契約課長を管財課長に改めるものである。

【質問等】

特になし

【採 決】

議第14号 近江八幡市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
可決

●協議事項

◎公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の更新について

【事務局説明】…教育総務課

令和7年度に校務用端末と児童生徒用端末の更新を行ったことに伴い、これらの整備方針や運用方針を定めている4つの計画について、内容を最新の状況に合わせて改定するものである。

① 端末整備更新計画

前の計画では更新する予定を示していたが、今回の計画では更新が完了したものと次の更新までの方針を整理している。

② ネットワーク整備計画

令和7年度に学校の通信回線を見直し、16校のうち沖島小学校を除く15校は最大10Gbpsの回線に、沖島小学校については最大1Gbpsの回線に切り替え、全校で必要なネットワーク速度を確保している。前の計画ではこれから高速化するという内容であったが、今回の計画では高速化が完了したと今後速度を定期的に確認し、必要に応じて改善する方針を整理している。

③ 校務DX計画

令和7年8月末までに、校務系システムの全面更新を行った。今回の新しい計画では、校務の仕組みを大きく3点改善している。

1点目は、校務と学習のネットワークを1つにまとめ、どこにいても仕事がしやすい環境にしたこと。

2点目は、データをより安全なクラウドに移し、毎回本人確認を行う仕組みに変えたことにより、セキュリティを大幅に強化したこと。

3点目は、校務支援システムを更新し、出欠や成績、保健管理などの作業を効率化するとともに、保護者連絡の電子化を進めたこと。

これらの改善を踏まえて、教職員の働き方をより良くする計画として整理している。

④ 1人1台端末の利活用に係る計画

この計画では端末を更に学びに活かすことをまとめている。こどもが自分の学習の記録を見て、次の学びを考えられるようにすること、授業支援システムを揃えて協働して学ぶ場面を広げること、教室で学ぶことが難しいこどもにもオンラインで学びを届けること、そして心の状態を見守る仕組みを整えること。これらを中心に、端末の利活用を進める方針を計画に位置づけている。

【意見等】

○圓山委員

こどもが持っている端末に故障や不具合があった場合、先生によって交換等の対応の早さが違う。端末に関して対応する先生は特定されているのか。

○教育総務課

故障等があった場合、担任の先生から教育総務課に故障の報告書が届く。各校に予備機を置いているため、その時点では予備機を渡すという形で対応してもらっているかと思う。

○圓山委員

担任の先生も業務が多いと思うので、端末に関して対応する特定の先生がい

れば早急に対応していただけるのではないかと。以前、担任の先生に相談した後も端末が使いづらい状態が長く続いたので、別の先生に相談したところ、すぐに代替機をもらえたということがあった。もし、特定の先生を決めていただけるのであればありがたい。

○学校教育課

各学校で ICT 教育主任を決めており、その主任が基本的に窓口となっている。担任から主任に報告し、正式なルートに則って対応することとなっている。再度周知を行う。

○圓山委員

お願いしたい。

○教育長

教育委員会でこのような議論があったということを学校にも伝えて、対応できるようにお願いしたい。

○大更委員

記録が残ることで、自分がいろんなことやってきたことが分かるようになるかと思う。現在、どの程度活用されているかは分からないが、児童生徒たちが、自分で学習の状況を見ながらここまでやってきたなということが分かるような活用ができればいいと思う。まだ難しいかもしれないが、今後いろいろと活用できることを望んでいる。

◎近江八幡市地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について

◎近江八幡市公的地域クラブ活動の設置に関する要綱の制定について

◎近江八幡市公的地域クラブ活動の部費の徴収等に関する規則の制定について

◎近江八幡市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定について

【事務局説明】…学校教育課

休日と平日 16 時 45 分以降の地域クラブ活動への展開に取り組むにあたり、例規の整理が必要である。今回、4 つの要綱・規則について新たに制定するため協議を行う。

◎近江八幡市地域クラブ活動の認定に関する要綱

地域クラブ活動を認定するために必要な手続きを定めた要綱である。認定制度については、競技力向上を主目的としたチームやスクール等との区別や活動の教育的意義の質の担保の観点から、国が導入した制度である。これに基づき、

本市でも認定を受けるための要件や手続きについて要綱を制定する。

要綱においては、第2条以降に民間の地域クラブ活動が認定を受けるための要件や申請の規定を定めている。第4条第1項で、教育委員会が直接運営・実施する地域クラブ活動は、第2条に掲げる認定要件を満たしているとみなせること、また、「公的地域クラブ活動」と称することを同条第2項で定めている。その他、認定の期間や更新、各届出に関する手続きを定めている。

◎近江八幡市公的地域クラブ活動の設置に関する要綱

「近江八幡市地域クラブ活動の認定に関する要綱」第4条の規定を受けて、公的地域クラブ活動の適切な実施や運営に必要な基本的事項を定めた要綱である。

現在、ラグビークラブやソフトボールクラブ、まちづくりクラブ、データサイエンス入門クラブ等については、休日の公的地域クラブ活動に取り組んでいる状況である。今年度の2学期から、休日と平日16時45分以降の公的地域クラブ活動に取り組むにあたり、明確な運営ルールを定める必要がある。部員の範囲や入退部に関する手続き、活動場所、活動時間、保険の加入に関すること等を規定している。

第5条で各地域クラブ活動のことを「単位クラブ」と称しているが、クラブ活動の細かなルールは部則や会則で定めることとなる。また、第16条における部費やその他費用の徴収については、詳細を「近江八幡市公的地域クラブ活動の部費の徴収に関する規則」に委ねる内容となっている。

◎近江八幡市公的地域クラブ活動の部費の徴収等に関する規則

「近江八幡市公的地域クラブ活動の設置に関する要綱」第16条第1項に基づき、各クラブの部費の額、徴収方法や部費以外の実費の徴収、減免に関する規定等について定めている。徴収した部費は各クラブの活動費の一部に充てることから、一旦市の会計に入金する形となるため、規則を設け、金額や手続きを明確にするものである。

◎近江八幡市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱

部活動の地域展開に伴い、市立中学校の教職員が地方公務員法や教育公務員特例法に基づき、教育委員会が兼職兼業を許可することに関し必要な事項を定めている。休日と平日16時45分以降の地域クラブ活動について、部活動顧問が引き続き従事する体制作りや従事した場合の報償金等に関する要綱である。

第2条に教職員が地域クラブ活動の指導を希望する場合の申請手続き、第3条に許可の要件等を規定しており、各手続きは学校長を経由して行うこととしている。また、第6条では、勤務時間中に地域クラブ活動に関する業務には従事しないことや本来の教職員の業務と地域クラブ活動の業務が重なった場合に教職員の業務を優先すること等を定めている。さらに、第7条に地域クラブ活動に従事した時間の報告義務を規定し、本来の教職員としての業務に支障をきたすことがないように適切に健康管理を図るようにしている。

【意見等】

○大更委員

兼職兼業の許可を受けた教職員は、民間が運営する認定地域クラブにも従事することが可能となっている。民間が運営しているスポーツクラブ等で、他の地域から来ている子どもたちも含めて、本市の教職員が指導にあたるということなのか。認定地域クラブの位置づけが分かりづらいため教えてほしい。

○学校教育課

本市としても、民間が運営するスポーツクラブ等に受け皿を求めていく可能性はゼロではないと思っている。認定地域クラブで実施する場合に、民間の運営団体が指導者として教職員を求めてくるパターンがあれば、学校長を通じた兼職兼業の申請を経て、適切かどうかの判断をすることになる。仮に兼職兼業が認められた場合は、地域クラブとしてスポーツクラブに参加する子どもへの指導も行われる可能性があると考えている。

○大更委員

妥当性が足りていなければ、認定地域クラブとしては認めないということで合っているか。

○教育長

そのとおりである。教職員が認定地域クラブで指導したいとなった場合は、まず認定地域クラブとして認められるかどうかの判断がある。仮に認定地域クラブとして認めた場合、次に兼職兼業の妥当性を判断する形となる。例えば、他市町の子どもが大半で競技力向上だけを目的としているスポーツクラブには、なかなか許可を出せない可能性があると思っている。

○大更委員

そもそも認定地域クラブとして認定するかどうかという点について、判断が難しい部分も出てくるのではないかと思う。

○教育長

本市の中学校4校の生徒しか指導できないというものではない。本市の中学校の生徒が多数参加しているクラブで、妥当性があれば認定地域クラブとして認定できる。本市の生徒を一体的に指導できる体制であると妥当性が認められれば、兼職兼業の許可を出せる可能性がある。

○重森委員

公的地域クラブ活動の部費の徴収について、なぜクラブによって金額の差が生じるのか。

また、部活動で部費は徴収されているのか。

○学校教育課

1 つ目について、(1) ラグビークラブと(2) ソフトボールクラブはどちらも平日は部活動として活動しており、ほとんどの生徒が休日の地域クラブ活動にも参加している。部活動の延長上のような状況であるため、改めて部費の徴収はしていない。(3) まちづくりクラブ、(4) データサイエンス入門クラブについては、年間10回程度の活動であり、様々な部活動の部費を参考にして500円に設定した。(5) マルチスポーツクラブについては、ホルダリングの施設利用など費用がかかるため1,000円と設定している。

2 つ目について、部活動でも必要に応じて部費を徴収している。部活動によって金額は異なる。なお、2 学期以降に実施していく休日と平日定時後の地域クラブ活動への展開においても、部活動で部費を徴収している場合は、地域クラブ活動の部費は徴収しない方向で考えている。

○大更委員

ラグビークラブとソフトボールクラブの部費が0円であることについて、改めて教えてほしい。

○学校教育課

ラグビークラブとソフトボールクラブについては、地域クラブ活動にかかる部費は徴収しないということである。なお、平日のラグビー部、ソフトボール部の部活動としての部費は徴収されている。

位置付けとしては、「近江八幡市公的地域クラブ活動の部費の徴収等に関する規則」第3条第7号と同様で、部活動と同一の種目で活動するクラブの部費は0円としている。

○重森委員

各中学校の部活動にない地域クラブ活動は部費を徴収するという理解でよいのか。例えば、まちづくりクラブやデータサイエンス入門クラブは中学校の部活動にないため、地域クラブ活動の部費を徴収するということか。

○学校教育課

そのとおりである。これらのクラブは年間10回程度で土日を中心とした活動を行っている。平日の部活動としての活動はないため、地域クラブ活動の部費を徴収するということである。

◎近江八幡市学校給食センター調理等業務委託事業者選定委員会設置要綱の制定について

【事務局説明】…学校給食センター

学校給食センターにおける給食調理等業務について、より安全で安心な学校給食が提供できるように、公募型プロポーザルにより企画提案を募集する。給食調理等業務の受託者として最もふさわしい事業者を選定するため、事業者選定委員会の設置要綱を定めるものである。

要綱には、所掌事務や組織、会議、委員の責任等について位置づけている。第4条では委員の任期は業務委託契約の締結日までと定め、第6条では円滑な会議運営が可能となるよう書面出席の規定を設けている。

【意見等】

○教育長

今後のスケジュールについて説明をしてほしい。

○学校給食センター

選定委員会は3回程度開催する予定である。1回目に仕様書の内容等に関する協議、2回目に1次審査、3回目に2、3社にプレゼンをしていただくスケジュールで選定を進めていきたいと考えている。令和9年1月末までには事業者を決定し、2月には仮契約をしたい。令和9年2月から令和10年8月までの期間を準備期間とし、配送車の工面など準備をしていただく予定をしている。

○教育長

契約は何年間となるのか。

○学校給食センター

5年間である。

●報告事項

◎滋賀県教科用図書第3採択地区協議会について

【事務局説明】…学校教育課

新しい教科書の使用開始時期が、小学校は令和6年度、中学校は令和7年度であることから、小学校は令和5年度に、中学校は令和6年度に教科書採択を実施した。特別支援学級については、個々の特性や発達段階に応じた教科書が使用で

きるよう、毎年、過学年の検定教科書、文部科学省の著作本、一般の図書から教科書を選定することとなっている。

今年度は、小・中学校の特別支援学級の教科書の採択を実施する。本市は第3地区であり、東近江市、日野町、竜王町と合同で採択を行う。採択の手続きとしては、調査研究部会が教科用図書の調査研究を行い、結果を第3採択地区協議会で報告。報告を参考に協議会で教科用図書を選定し、2市2町で同時実施される教育委員会で採択するという流れである。

今後の事業計画については、5月29日に第1回調査研究部長会を実施。8月17日の第2回協議会において、調査研究部会で調査した結果の報告を受け、教科用図書の選定を行う。その後、選定結果を踏まえ、8月21日の定例教育委員会で採択を行う予定である。

【意見等】

特になし

◎生涯学習社会づくり推進計画の改定について

【事務局説明】…生涯学習課

現行の近江八幡市生涯学習社会づくり推進計画が、令和8年度に計画期間の終期を迎える。令和9年度からの次期計画の策定に向けて、改定作業に着手し、令和9年3月の完成を目指す。計画改定に関する協議は、社会教育委員の方をお願いする予定である。

【意見等】

○教育長

現在策定中の第3期教育振興基本計画とスケジュールを並行して、生涯学習社会づくり推進計画の改定を進めていく。第3期計画においても、学校教育と生涯学習社会づくりを両輪とすることを検討しており、相互に関連した計画策定を目指していく必要があると考えている。情報交換を行い、連携しながら策定を進めていきたいと思う。次期計画の計画期間は何年とするのか。

○生涯学習課

第3期教育振興基本計画に合わせて、4年間とする予定である。

○大更委員

現行の計画の事業内容において「中央公民館」という言葉が出てきているが、まだ有効なのか。

また、「②現代的課題を学ぶ機会の提供」の中に挙げられている事業について

非常に幅広いと感じる。教育委員会だけでなく、様々な課と協力していく必要となってくると思うのでそういった点に期待をしている。

○生涯学習課

1つ目の中央公民館について、今年度4月から生涯学習センターという形に変わっているため、表記についても次期計画で変更する。

2つ目の現代的課題について、第3期教育振興基本計画に係るプラットフォームも踏まえながら、様々な担当課とどのようなことができるかということ協議しながら進めていきたいと思っている。

○重森委員

委員の構成について、社会教育や自治会関係の方に偏っていると感じる。私は生まれてからお亡くなりになるまでの生涯ということだと捉えていたが、この計画における生涯は、学校を卒業してからに焦点に当てているということなのか。

○生涯学習課

ご指摘のとおり、生涯というのは、生まれてからお亡くなりになるまでの一生涯ということだと考えている。学齢期の部分を除いているという意図はない。

計画改定の委員会には、学校教育課や幼児課等の関係課にも入ってもらう予定である。関係課の中から意見をもらうことが難しい分野について、各委員から見解をいただきたいと考えている。

○教育長

現行の計画第1章の図のとおり、学校教育も生涯学習の一部で、社会教育、家庭教育、自己学習も含めて全てが生涯学習である。そういった生涯学習社会づくりをしようというのが現行の計画である。ただし、生涯学習社会づくり推進計画を改定するにあたり、やはり学校教育の観点もしっかりと入れていく必要がある。事務局ベースで検討資料等を作成するときには十分に配慮したい。また、学校代表として出席いただく委員にも、そういった観点を持って協議いただくよう連携を取っていききたいと思う。

8. その他

◎第3期教育振興基本計画の策定にかかる意見交換について

【意見交換】

○教育長

今年度の教育振興基本計画の改定に向けて、定例の意見交換の場を持たせていただきたい。本日は「児童生徒数推計と施設情報」をテーマにご意見を頂戴できればと思う。

なお、配布資料については、意思決定過程における未成熟な情報を含むため非公開とする。

○学校教育課（児童生徒数推計に関する説明）

資料1は、令和9年度から令和14年度の小学校の児童数の推移と実学級数の推移を示している。大規模校の金田小学校においても児童数は減少しており、中規模校の安土小学校や岡山小学校では児童数、学級数ともに減少していくことが推計から読み取れる。

推計は、各小学校区の住民基本台帳データをもとに、これまでの入学率を加味して算出している。通学区域の弾力化制度を利用している児童数は実績に含めているが、沖島小学校は島内のこどもの実数としている。また、特別支援学級の児童数は予測ができないため、現在の在籍状況をスライドさせている。

資料2は、令和9年度から令和14年度の中学校の生徒数の推移と実学級数の推移のほか、通常学級数と特別支援学級数の推移を示している。中学校は、小学校の児童数を基に、これまでの入学率を加味して算出している。特別支援学級の生徒数については、小学校と同様に現在の在籍状況をスライドさせている。中学校においても、学級数は減少することが読み取れる。

資料3は、平成29年度から令和8年度の児童生徒数の推移を示している。児童数は減少傾向だが、特別支援学級在籍児童生徒数は小・中学校ともに増加している。不登校児童生徒数も増加傾向である。また、日本語指導が必要な児童生徒数も増加している。ブラジルや中国、インドネシアなどの国籍の児童生徒の方が多数在籍しているが、近年は特にベトナム国籍の児童生徒が増加している。

○教育施設整備推進課（施設状況に関する説明）

資料4・5は、本市で作成している個別施設計画を基にまとめた資料であるが、学校施設長寿命化計画とはリンクできていない部分がある。学校施設長寿命化計画は今年度見直す予定である。

資料の「残寿命」の数値がマイナス値の施設は、既に寿命が過ぎている施設である。対応の必要性があるが、財源や今後の物価スライドを踏まえて、整備するタイミングを考えなければならない。また、通学区域など施設の方向性も含めた

議論や検討をしていく必要もある。

財源という点でいえば、建替えに対しては国の補助が出ない。財源の確保等を勘案して、計画年度と長寿命化の優先順位を考えていく必要がある。

令和８年度に学校施設長寿命化計画を見直す、適宜メンテナンスをして、方向性を示していきたいと考えている。

○教育長

第３期教育振興基本計画においては、幼保小中のあり方についてどのように議論していくかといったプロセスを整えて示していきたいと考えている。それにあたり、考えておくべきことなどご意見を頂戴できればと思う。

また、議会で令和８年度に学校施設長寿命化計画を見直すことを表明している。どのような見直しが有効かといった議論もお願いしたい。

○重森委員

児童数の推移について、各学区で減少している中で、北里小学校だけ増加見込みである。理由を教えてほしい。

○学校教育課

北里小学校区内で新興住宅地が開発されており、子育て世代が多く住んでおられるため、児童数は増加していくと考えている。

○重森委員

児童数の増加に対して、教室数の確保は可能か。

○教育施設整備推進課

現状、北里小学校には空き教室もあるため、この児童数の推移であれば対応できると考えている。

○大更委員

マナビィ（旧南中学校）の機能を旧人権センターに移転させるという計画が進んでいるのか分からないが、立地のよいところなので、移転後の跡地の活用は難しい部分もあるのかなと感じている。

○教育長

言われたとおり、移転した後のことも含めて検討していく必要がある。

様々なデータを共有させていただいた上で、計画策定に関する議論をしていただく必要があると思い、本日はこれらのデータをお示しした。

教育振興基本計画には、幼保小中の今後のあり方について議論していく仕組みを示す必要があると考えている。いきなりどこの学校を統合するかという話

を始めても議論は深まらないと思う。まず、児童数の推移や傾向などのデータを市民の方と共有することから始める必要があるのではないか。一定の時間をかけて、市民の方にデータを共有できるように調整し、問題のありかを認識していただいた上で、解決するためにどういった方法があるかという次のステップの議論を用意した方がよいのではないかと考えている。丁寧に段階を分けた方が、結果としては早く市民の方や市役所内で方向性を共有できるのではないかと考えている。例えば、行政から施設の再編を提示して、市民の方に考えを聞く形では、理解が深まらず、解決策を見出すまでものすごく時間がかかってしまうと経験上、感じている。地域に密着した施設は、特にその傾向が強くなると思う。

(他、意見なし)

○教育長

本日の資料を改めて読み込んでいただき、今後の議論のベースとしていただければと思う。

本日の意見交換は以上とさせていただきます。

9. 閉会

教育長が定例会の閉会を宣言